

令和6年度(2024)市民税・県民税・森林環境税 給与所得に係る特別徴収のしおり

●目次

特別徴収の事務処理	2. 3
特別徴収税額の納入	4. 5
納入書の書き方	5
退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収	6. 7
インターネットで従業員の個人住民税を納入できます	8
各種届出書様式目次	9
個人番号の注意事項	28

- 各種届出書は出雲市のホームページからもダウンロードすることができます。

出雲市ホームページ： <http://www.city.izumo.shimane.jp/>

特別徴収



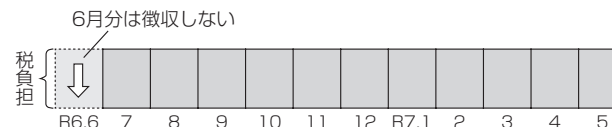
トップページから「特別徴収」を検索して、『市民税・県民税・森林環境税
給与特別徴収に係る「各種届出書」及び「しおり」について』のページ
からダウンロードしてください。

- 各種届出書は郵送、窓口、eLTAXにてご提出ください。
FAX、電子メールでの提出は受け付けていません。

●定額減税について

令和6年度の市民税・県民税において、納税者及び配偶者を含めた扶養親族一人につき1万円を所得割から税額控除します。

令和6年6月分は徴収せず、定額減税「後」の税額を令和6年7月分から令和7年5月分までの11か月でならして徴収します。



※合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）を超える方と、減税前の税額が均等割のみの方は減税対象外で、令和6年6月分から徴収します。

詳しくは特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）で確認できます。

お問い合わせ先



出雲市役所
財政部 市民税課 特別徴収係

〒693-8530

島根県出雲市今市町70番地
電話：(0853) 21-6898 (直通)

市町村コード 322032

特別徴収の事務処理

1. 特別徴収とは

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者（事業主）が、給与所得者（従業員）に係る個人市民税・県民税・森林環境税を毎月の給与から徴収し、納税義務者である給与所得者（従業員）に代わって、徴収した税額を納入する制度です。

2. 特別徴収義務者とは

給与支払者（事業主）は、原則としてこの特別徴収を行う義務があり、その事務を行う法人又は個人を特別徴収義務者といいます。特別徴収義務者は特別徴収税額の決定通知書をもって指定され、毎年6月から翌年5月まで納税義務者が納付すべき市民税・県民税・森林環境税を特別徴収の方法により納入していただきます。なお、年税額が5,500円以下の場合は、最初の徴収月の給与から全額を徴収して納入していただくことになります。

3. 特別徴収の徹底について

特別徴収の徹底に伴い、普通徴収（本人納付）に切替えができる給与所得者（従業員）は、下記の基準を満たす場合に限られます。

従業員の普通徴収を認める基準（島根県統一基準）

- A. 受給者総人員（下記B～F該当者を除いた合計）が2名以下の事業所
- B. 他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている。
- C. 毎月の給与支払額が少額で、個人住民税の月割額が給与天引きできない。
- D. 給与の支払が2か月に1回や年間4回など、不規則である。
- E. 青色・白色申告を行う個人事業者から給与の支払を受ける同一生計の親族
- F. 退職者又は5月31日までに退職予定

4. 特別徴収義務者指定番号について

指定番号は、特別徴収税額の通知書に記載しています。
出雲市へのお問い合わせの際には、指定番号が必要となります。

5. 納税義務者への通知について

「令和6年度（2024）給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」を給与所得者（従業員）に交付してください。この通知書は令和6年5月31日までに必ず本人に交付していただき、第三者の目に触れることのないよう慎重な取扱いをお願いいたします。退職・転勤等により交付が出来ない場合は、返送（書面の場合）と同時に「給与所得者異動届出書（第18号様式）」（P15）を提出してください。

※令和6年度から、書面での通知以外に、電子データによる通知を選択できるようになりました。電子データは、社内システムやメール等、電子的な方法で本人に配信してください。

6. 特別徴収税額の変更について

年度途中に特別徴収税額が変更となった場合には、特別徴収義務者及び納税義務者宛に「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、その通知書に記載された月割額を徴収してください。異動届出書による変更処理は月締めで行い、翌月中旬頃に変更通知書を送付します。

7. 各種届出書の提出について

- (1)給与所得者（従業員）が退職、休職、転勤等によって給与の支払を受けなくなったことにより、特別徴収ができないとき
事由の発生した翌月10日まで（可能な限り当該月の月末まで）に「給与所得者異動届出書（第18号様式）」（P15）を提出してください。徴収する税額のない給与所得者（従業員）が退職した場合でも必ず提出してください。異動届出書の提出が遅れると、当該給与所得者（従業員）に係る特別徴収義務が継続したままとなり、未納金額について督促状を送付することがあります。
また、給与の支払を受けなくなった方が新勤務先で特別徴収を希望する場合は、新勤務先の給与事務担当者へ税額を伝えたくて異動届出書を提出してください。
- (2)就職や給与所得者（従業員）の希望により新たに特別徴収を開始するとき
「普通徴収から特別徴収への切替届出書」（P17）を提出してください。
なお、納期限を過ぎている納期分については特別徴収への切替えができません。給与所得者（従業員）ご本人が納税するよう伝えてください。
- (3)特別徴収義務者の所在地・名称が変更となったとき
「特別徴収義務者の名称等変更届出書」（P19）に必要事項を記入し提出してください。

8. 給与所得者（従業員）が退職する場合の未徴収税額について

- (1)令和6年6月1日から令和6年12月31日までに退職あるいは休職等により特別徴収ができなくなったときは、未徴収税額を普通徴収に切り替えて給与所得者（従業員）本人が納付します。
ただし、給与所得者（従業員）からの希望がある場合は、未徴収税額を一括徴収して納入することも可能です。
- (2)令和7年1月1日から令和7年4月30日までに退職あるいは休職された給与所得者（従業員）分の未徴収税額については、本人の希望に関係なく令和7年5月31日までに支払われる給与又は退職金等から一括徴収して納入しなければなりません。
ただし、死亡退職の場合と次の勤務先で特別徴収を継続する場合は一括徴収する必要はありません。

9. 給与所得者（従業員）が市外へ転出する場合

令和6年度市民税・県民税・森林環境税は令和6年1月1日現在の住所地で課税されます。出雲市で課税した給与所得者（従業員）が、その後市外に転出されても、令和6年度の市民税・県民税・森林環境税は出雲市へ納めていただくことになります。
※給与所得者（従業員）の転入・転居による「異動届出書」は提出不要です。

10. 給与所得者（従業員）が国外へ転出する場合

給与所得者（従業員）が国外へ転出する場合、納め忘れがないように未徴収税額を一括徴収して「異動届出書」を提出していただくようご協力ください。一括徴収ができない場合は、普通徴収として異動届出書を提出するとともに、給与所得者（従業員）に残りの市民税・県民税・森林環境税を納めるようにお伝えください。（「異動届出書」が市に提出されていないと、普通徴収の納付書を発行することができません。）
また、給与所得者（従業員）が日本から国外へ転出するまでに市民税・県民税・森林環境税を納めることができない場合は「納税管理人による納付」若しくは「口座振替」の手続きをしていただくようお願いいたします。

11. 令和7年（2025）1月1日以降に給与所得者（従業員）が国外へ転出する場合

令和7年1月1日現在に出雲市に住所を有する方は、退職して国外へ転出された場合でも令和7年度の市民税・県民税・森林環境税が課税されます。「異動届出書」を提出するとともに、該当の給与所得者（従業員）が口座振替の手続きをされていない場合は、「納税管理人申告書」を提出するようお願いいたします。「納税管理人申告書」は、出雲市ホームページ内「【市民税・県民税・森林環境税】海外転出される方へ」に掲載されています。
※納税管理人とは、納税義務者から納税に関する手続きを委任された方をいい、法人等の事業所を指定することもできます。

特別徴収税額の納入

1. 納入期限

- (1)毎月の給与の支払を行う際に、送付した税額通知書により、6月から翌年5月までの12か月、給与から月割額を引き去り、これを定められた期限（翌月の10日、10日が土・日・祝日の場合は金融機関の翌営業日）までに納入していただくことになります。
- (2)退職手当等を支払う際に、退職所得に係る市民税・県民税を退職所得から差し引いて、定められた期限（翌月の10日）までに納入していただくことになります。（P6、7）

※定額減税の実施に伴い、6月分の納入は所得1,805万円以上の方、当初から市民税・県民税・森林環境税が均等割のみの方が対象です。

2. 納入方法

(1)納入書を使用する納入

納入にあたっては、別添の「納入書」を使用してください。税額に変更がない場合は、何も記入しないでください。月割額に変更がある場合や退職手当等に係る税額がある場合は、「納入書の書き方」（P5）を参照のうえ記入してください。

なお、退職等に伴い、残りの月割額を一括徴収された場合は、納入金額の給与欄に含めて記入してください。

(2)インターネットバンキングによる納入

インターネットバンキングによる市民税・県民税・森林環境税の入金管理は「指定番号」で行っています。（税額決定通知書左上の「指定番号」欄に印字しています。）入力された指定番号が誤っていると、入金処理を正しく行うことが出来ません。適正な入金管理のため、登録された指定番号をご確認ください。

インターネットバンキングの利用方法については、金融機関に直接お問い合わせください。

なお、出雲市の市区町村コードは「322032」です。

(3)e L T A Xによる納入

e L T A Xを利用することで、全ての地方公共団体へ電子納税が可能となっています。併せて、複数団体への納税手続きを一括して行うことが可能となり、納税事務の負担が軽減されました。詳しくは、P8をご覧ください。

令和6年度納入期限

月	納入期限	月	納入期限	月	納入期限
6月分	令和6年7月10日(水)	10月分	令和6年11月11日(月)	2月分	令和7年3月10日(月)
7月分	令和6年8月13日(火)	11月分	令和6年12月10日(火)	3月分	令和7年4月10日(木)
8月分	令和6年9月10日(火)	12月分	令和7年1月10日(金)	4月分	令和7年5月12日(月)
9月分	令和6年10月10日(木)	1月分	令和7年2月10日(月)	5月分	令和7年6月10日(火)

納入取扱金融機関

指定金融機関	島根県農業協同組合
指定代理金融機関	山陰合同銀行 島根銀行 島根中央信用金庫
収納代理金融機関	鳥取銀行 しまね信用金庫 中国労働金庫 みずほ銀行 漁業協同組合 JFしまね ゆうちょ銀行（郵便局） ※中国地方5県以外のゆうちょ銀行（郵便局）を利用される場合は、最初に納入される際に「公金取扱指定通知書」（P25）をゆうちょ銀行（郵便局）へ提出してください。

納入金額を誤った場合は、出雲市役所市民税課特別徴収係【電話：(0853)-21-6898】へご連絡ください。

3. 納期限までに納入しなかった場合

- (1)納期限後に納入する場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるときはその端数を、金額が2,000円未満であるときは全額を切り捨てる。）に延滞金特例基準割合※＋年7.3%の割合（年14.6%を上限）を乗じて計算した金額の延滞金（100円未満の端数があるときはその端数を、全額が1,000円未満であるときは全額を切り捨てる。）を加算して納入しなければなりません。
- なお、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合＋年1%の割合（7.3%を上限）を乗じて計算します。
- ※延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます（令和6年の延滞金特例基準割合は1.4%です。）。
- (2)納期限までに納入しないために督促を受けたときは、督促手数料（督促状1通につき100円）を納入しなければなりません。
- (3)督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに市税が完納されないときは、滞納処分（差押え等）をする場合があります。

4. 特別徴収税額の納期の特例（年2回の納入への変更）について

- (1)納期の特例とは、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者で、給与の支払を受ける者が（出雲市内、市外を問わず）常時10人未満である場合に、市長の承認を受けることにより、特別徴収税額を年2回（6月から11月分の納入については12月10日まで、12月から翌年5月分については翌年6月10日まで）に分けて納入することができる制度です。申請にあたっては、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」（P21）を提出してください。出雲市にて審査を行ったうえで結果を通知します。
- (2)納期の特例の承認を受けた後に、給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合は、「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」（P23）をご提出ください。また、市税の滞納があった場合、承認が取り消されることがあります。
- (3)本制度は、特別徴収税の納入期限に関する特例のため、給与所得者（従業員）の給与からの徴収については毎月行ってください。

納入書の書き方

1. 税額に変更がない場合

納入書に税額が記載されていますので、何も記入せず、そのままご使用ください。

2. 税額に変更がある場合※右図参照

「納入金額(1)」欄の金額を2本線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄と「合計額」欄に納入すべき金額を記入してください。納入書には「領収証書」、「納入書」、「納入済通知書」の3種類の証書が綴られています。3種類とも同様に記入ください。

3. 記入上の注意点

- 「〒」マークは記入しないでください。
- 退職所得に係る市民税・県民税を納入する場合は、納入済通知書裏面の「市民税・県民税納入申告書」もご記入ください。（記入の仕方はP7をご覧ください。）

税額に変更がある場合の記入例

①2本線で抹消
訂正印不要

島根県出雲市 個人市民税（特別徴収） 個人県民税 納入書 ㊤

市区町村コード	01470-7-960055	加入者名	出雲市会計管理者
322032	指 定 番 号	納入金額(1)	
6 年 6 月分	0075010305	123000	円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。税額に変更のない場合は、税額の記入および訂正の必要はありません。	給与分（一括徴収）	200000	円
納 入 退 職 所得分			
金 延滞金			
納 入 期 限	6 年 7 月 10 日	督 促 手数料	
日 計		(2) 合計額	200000
住 所（特別徴収義務者） 又は 〒693-8530 所在地 出雲市今市町70番地 出雲市役所		領 収 日 付 印	
氏 名 又は 名 称		③合計額を記入	

金額の前に「〒」記号等は記入しないでください。

※は新使用において使用する欄です。

上記のとおり納入します。（金融機関保管）

退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職者に支払われる退職手当等に係る市民税・県民税は、通常の給与所得とは取扱いが異なります。

給与所得が翌年度に課税されるのに対して、退職所得は、退職手当等を支払う際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、翌月10日までに市民税と県民税を合わせて市町村に納入していただきます。

1. 納入先市町村

退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在における住所地

2. 課税されない人

- ・退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において日本国内に住所を有しない人
- ・退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ない人

3. 市民税・県民税が課税されない退職手当

- ・所得税の源泉徴収の対象とならない退職手当等
- ・死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その人の相続人等に支給されることになったもの
- ・退職した人又は死亡により退職した人の遺族に、退職に伴う転居のために通常必要とされる範囲内で支払われる旅費等

4. 特別徴収票の提出

法人がその役員（相談役、顧問、その他これらに類するものを含む。）に対して支払う退職手当等について、特別徴収義務者は**特別徴収票**（所得税の退職所得の源泉徴収票と同一様式）**1部を退職の日から1か月以内に市町村へ提出**してください。

※役員以外の方でも、市民税・県民税が課税される場合は、提出をお願いします。ただし、算出税額が0円の場合は、提出不要です。

5. 納入書の記入方法・納入方法

納入書表面の「退職所得分」に退職所得分の税額を記入し、「合計額」に給与分と退職所得分の合計額を記入してください。「領収証書」、「納入書」、「納入済通知書」の3種類すべてに記入が必要です。

また、裏面の市民税・県民税納入申告書には納税者の人員、退職手当等支払金額及び当該市民税・県民税額の内訳を記入してください。（P7に記載例あり）

納入方法は、給与分の納入方法と同じです。詳しくはP4でご確認ください。

退職所得に係る市民税・県民税の計算方法

1. 税率

市 民 税	6%	県 民 税	4%
-------	----	-------	----

2. 税額の算出方法

退職所得の収入金額	勤続年数				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">(ア)</td> <td style="padding: 5px;">円</td> </tr> </table>	(ア)	円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">(イ)</td> <td style="padding: 5px;">年</td> </tr> </table>	(イ)	年
(ア)	円				
(イ)	年				
※勤続年数に1年未満の端数があるときは1年に切り上げます。					

(1) 退職所得控除額を求める。

①勤続年数が20年以下の場合… $40\text{万円} \times \text{勤続年数}(\text{イ})$

②勤続年数が20年超の場合…… $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数}(\text{イ}) - 20\text{年})$

※上記①の金額が80万円に満たないときは80万円になります。

※障がい者になったことにより退職した場合には、上記金額に100万円を加算してください。

退職所得控除額①又は②	(ウ)	円
-------------	-----	---

(2) 退職所得金額を求める。

退職手当等の収入金額(ア)－退職所得控除額(ウ)	(エ)	円
--------------------------	-----	---

(工) × 1/2	(才)	円
-----------	-----	---

※勤続年数5年以内の法人役員等の場合は（オ）の欄は（エ）と同額になります。

(オ)の千円未満の端数を切捨て	退職所得金額	(カ)	000円
-----------------	--------	-----	------

(3) 市民税額を求める。

退職所得金額(力)×6%	(キ)	円
--------------	-----	---

(キ)の百円未満の端数を切捨て	市民税額	(ク)	00円
-----------------	------	-----	-----

(4) 県民税額を求める。

退職所得金額(力)×4%	(ケ)	円
--------------	-----	---

(ケ)の百円未満の端数を切捨て	県民税額	(コ)	00円
-----------------	------	-----	-----

(5) 特別徴収税額を求める。

市民税額(ク) + 県民税額(コ)	特別徴収税額	00円
-------------------	--------	-----

【計算例】

退職手当の収入金額1,047万円、勤続年数19年6か月の場合

(1) 退職所得控除額を求める。 $40\text{万円} \times 20\text{年} = 800\text{万円}$

(2) 退職所得金額を求める。 $1,047\text{万円} - 800\text{万円} = 247\text{万円}$

$$247\text{万円} \times 1/2 = 123.5\text{万円}$$

※千円未満の端数は切り捨て

(3) 市民税・(4) 県民税額を求める。

【市民税】

【県民税】

(税率を乗じる) $123.5\text{万円} \times 6\% = 74,100\text{円}$

$$123.5\text{万円} \times 4\% = 49,400\text{円}$$

(百円未満切捨て) 74,100円

49,400円

(5) 特別徴収税額を求める。 $74,100\text{円} + 49,400\text{円} = 123,500\text{円}$

— 納入申告書記載例（納入書の裏面） —

市 民 税 ・ 県 民 税 納 入 申 告 書																	
出 雲 市 長 様																	
○ 年 △ 月 □ 日 提 出										令和 年 月 分		人 員					
退 職 手 当 等 支 払 金 額										十	千	百	十	万	千	百	十
特 別 徴		市 民 税															
收 税 額		県 民 税															
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																	
(特別徴収義務者)										(受 付 印)							
住所又は 〒○○○-○○○ 所 在 地 ○○市○○町○○○																	
氏名又は 株式会社△△△ 名 称 代表取締役 ○○○○																	
法 人 番 号																	

退職手当等を
支払われた人
数を記入しで
ください。

支払われた退職手当等の金額を記入してください。

退職所得に係る特別徴収税額を記入してください。

法人番号を記入
してください。

1. eLTAXとは

地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。
すべての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンから手続きを行うことができます。

2. eLTAXが提供する納税サービス

eLTAXのホームページ上で利用できる無料のソフトウェア「PCdesk」を利用すると簡単にお手続きできます。
「PCdesk」にはダウンロード版とWeb版がありますが、個人住民税の納入はどちらでも利用できます。
また、納入情報を登録する際に、ソフトウェア上で直接入力をする方法と、市販のeLTAX対応ソフトウェアで作成したファイルを取り込む方法が選べます。

3. 納税の流れ

1. PCdeskの利用届出

eLTAXのホームページから利用届出（新規）を提出してください。利用者IDと暗証番号を取得します。

2. 納入情報の登録（納入先市町村、金額等）

3. 納入方法

ダイレクト納付、インターネットバンキング納付、クレジットカード納付、ATM納付から納入方法を選択できます。

※ダイレクト納付は事前に金融機関口座を指定して税金を直接納める方法で、口座登録には1か月程度を要します。

※クレジットカード納付は手数料がかかります。

●詳細はeLTAXホームページ内の個人住民税（特別徴収）の納付フローで確認できます。

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/manual/tokucho-flowchart/>

4. eLTAX(PCdesk)で行うことができる申告・届出等

PCdeskでは納税のほかにも下記の手続きが可能です。
ダウンロード版とWeb版それぞれで利用可能な手続きが異なります。

【ダウンロード版のみ】

- ・給与所得者異動届出書
- ・給与支払報告書
- ・普通徴収から特別徴収への切替届出書
- ・退職所得に係る納入申告書

【Web版のみ】

- ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

5. お問い合わせ先

eLTAXご利用に際してご不明な点は下記へお問い合わせください。

- ・ ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>
- ・ マニュアル <https://www.eltax.lta.go.jp/support/manual/>
- ・ よくあるご質問 <https://eltax.custhelp.com/>
- ・ 電話番号（ヘルプデスク）0570-08-1459

●各種届出書様式目次

【記載例①】退職等により普通徴収（本人納付）とする場合……………	11
【記載例②】給与所得者（従業員）の残りの税額を一括徴収して納入する場合……………	12
【記載例③】給与所得者（従業員）が新勤務先での特別徴収継続を希望している場合……………	13
【記載例④】新しく就職した方を特別徴収へ切り替える場合……………	14
給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書……………	15
普通徴収から特別徴収への切替届出書……………	17
特別徴収義務者の名称等変更届出書……………	19
納期の特例に関する申請書……………	21
納期の特例の要件を欠いた場合の届出書……………	23
公金取扱指定通知書……………	25

【記載例①】退職等により普通徴収（本人納付）とする場合（届出書P15）

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

※11月1日以降に提出される場合は次年度の特別徴収の異動にも反映します。

出雲市長 宛（市民税課） （693-8530 島根県出雲市今市町70番地）		給与（特別義務者） 支払者	所在地 〒693-0001 出雲市今市町70番地		特別徴収義務者 指定番号 75010305		
フリガナ 〇〇カブシキカイシャ			担連 所 属 氏 名 電 話	給与係			
氏名又は名称 〇〇 株式会社				出雲花子			
個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1				0853-21-1111 内線（ ）			
令和 6 年 8 月 31 日提出							

給与所得者	特徴番号	1		(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由 〔 〕	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収（本人納付）
	フリガナ	イズモイチロウ		特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア) - (イ)			
	氏名	出雲 一郎							
	生年月日	平成2 年 2 月 22 日							
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1							
	受給者番号								
	1月1日現在の住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地							
異動後の住所	同上								
			94,000 円	23,800 円	70,200 円	令和6 年 8 月 15 日			

十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	〒		新しい勤務先へは、 月割額 円を		
	所在地	〒		納入期限分) から		
	フリガナ			連絡済みです。		
	氏名又は名称			受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
			連絡先 電話	内線 ()	右から 番号を入	1. 必要 2. 不要

今年度特別徴収該当ではなく税額が不明な方については、税額を空欄で提出してください。
(給与支払報告書を特別徴収で提出したが、普通徴収へ切り替える場合等。)

2. 一括徴収の場合

理由	☐ 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため ☐ 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分） で納入します。
		月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由	☐ 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため ☐ 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため ☐ 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄	現年度 (令和6年度) 特徴 () ・ 処理不要	特落・転勤・退職一括 特上・普徴・課税なし
			新年度 (令和7年度) 特徴 () ・ 処理不要	特落・転勤・退職一括 特上・普徴・課税なし

【記載例②】 給与所得者（従業員）の残りの税額を一括徴収して納入する場合（届出書P15）

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特 別 徴 収

※11月1日以降に提出される場合は次年度の特別徴収の異動にも反映します。

出雲市長 宛（市民税課） （693-8530 島根県出雲市今市町70番地）		給与（特別徴収者） 支払者	所在地	〒693-0001 出雲市今市町70番地		特別徴収義務者 指 定 番 号		75010305	
フリガナ			〇〇カブシキカイシャ		担 連 当 絡 者 先	所 属 氏 名 電 話	給与係		
氏名又は名称			〇〇 株式会社				出雲花子		
令和 6 年 8 月 31 日提出			個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1		0853-21-1111 内線（ ）		
給与所得者	特 徴 番 号	1		（ア） 特別徴収税額 （年税額）	（イ） 徴収済税額	（ウ） 未徴収税額 （ア）－（イ）	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収税額 の徴収方法
	フリガナ	イズモイチロウ							
	氏 名	出雲 一郎							
	生 年 月 日	平成2 年 2 月 22 日							
	個 人 番 号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1							
	受給者番号								
	1 月 1 日 現在の住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地							
異 動 後 の 住 所	同上								
				94,000 円	6 月から 8 月まで 23,800 円	9 月から 5 月まで 70,200 円	令和6 年 8 月 15 日	1 右から 番号を 記入 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由 〔 〕	2 右から 番号を 記入 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 （本人納付）

十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

1. 特別徴収継続の場合										
新しい勤務先 （特別徴収義務者）	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規		個 人 番 号 又は法人番号						新しい勤務先へは、 月割額_____円を 〔 〕月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 納入書の要否 （新規の場合のみ記載） 〔 〕右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要
	所 在 地	〒		担 当 者 連絡先	所 属					
	フリガナ			氏 名						
	氏 名 又 は 名 称			電 話	内線（ ）					

2. 一括徴収の場合									
理 由	1 右から 番号を記入	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				徴収予定月日	徴収予定額 （上記（ウ）と同額）	左記の一括徴収した税額は、 9 月分（翌月10日納入期限分） で納入します。	
						9 月15日	70,200 円		

3. 普通徴収の場合									
理 由	〔 〕 右から 番号を記入	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため				※市町村記入欄	現年度 （令和6年度） 特徴（ ）・処理不要		
							新年度 （令和7年度） 特徴（ ）・処理不要		

【記載例③】給与所得者（従業員）が新勤務先での特別徴収継続を希望している場合（届出書P15）

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

※11月1日以降に提出される場合は次年度の特別徴収の異動にも反映します。

出雲市長 宛（市民税課） （693-8530 島根県出雲市今市町70番地）		給与（特別義務） 支払者	所在地		〒693-0001 出雲市今市町70番地		特別徴収義務者 指定番号		75010305	
フリガナ			〇〇カブシキカイシャ		担 連 当 絡 者 先	所 属 氏 名 電 話	給与係			
氏名又は名称			〇〇 株式会社				出雲花子			
令和 6 年 8 月 31 日提出			個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1		0853-21-1111 内線（ ）			
給与所得者	特徴番号	1		(ア)	(イ)	(ウ)	異 動 年月日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収税額の徴収方法	
	フリガナ	イズモイチロウ								
	氏 名	出雲 一郎		特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額 (年税額)	未徴収税額 (ア) - (イ)	1 年 8 月 31 日	1 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
	生年月日	平成2 年 2 月 22 日								
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1		94,000 円	6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	令和6 年 8 月 31 日	1 右から番号を記入 1. 退 職 2. 転 勤 3. 休職・長欠 4. 死 亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由		
	受給者番号									
	1 月 1 日現在の住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地		23,800 円	70,200 円	31 日	1 右から番号を記入			
異動後の住所	同上									

十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

1. 特別徴収継続の場合											
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	7501500		新規	個人番号 又は法人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7				新しい勤務先へは、 月割額 7,800 円を 9 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地	〒693-0000 出雲市今市町〇〇番地		担当者連絡先	所属	人事部				受給者番号	123-4567
	フリガナ	△△カブシキガイシャ		氏名	出雲 三郎				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から番号を記入 1. 必要 2. 不要	
	氏名又は名称	△△株式会社		電話	0853-21-1234 内線（ ）						

2. 一括徴収の場合									
理由	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分） で納入します。				
		月 日	円						

3. 普通徴収の場合									
理由	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄	現年度 (令和6年度)	特落・転勤・退職一括 特上・普徴・課税なし 特徴（ ）・処理不要					
		新年度 (令和7年度)	特落・転勤・退職一括 特上・普徴・課税なし 特徴（ ）・処理不要						

【記載例④】新しく就職した方を特別徴収へ切り替える場合（届出書P17）

就職などにより新たに特別徴収を開始する場合は、「普通徴収から特別徴収への切替届書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。
 なお、納期限が過ぎた普通徴収の税額を特別徴収に切り替えることはできません。

普通徴収から特別徴収への切替届出書

※11月1日以降に提出される場合は次年度の特別徴収の異動にも反映します

出雲市長 宛（市民税課） （693-8530 島根県出雲市今市町70番地） 令和6年 8 月 20日提出 ※市記載欄	給（特別徴収義務者） 与（特別徴収義務者） 支（特別徴収義務者） 払（特別徴収義務者） 務（特別徴収義務者） 者（特別徴収義務者）	住所又は所在地	〒 693 - 0001 出雲市今市町70番地	特別徴収義務者 指定番号 （新規の場合は新規に○）		新規
		（フリガナ） 氏名又は名称	〇〇 カブシキガイシャ 〇〇 株式会社	納入書の要否 （新規の場合のみ記載）	☐ 右から 番号を 記入	
		代表者の 氏名	代表取締役 出雲 太郎	担当者 連絡先	所属	
		法人番号又は 個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1		氏名	
				電話		

（フリガナ） 該 当 者 氏 名 （生 年 月 日） イズモ イチロウ 出雲 一郎 （S・H 2 年 2 月 22日生）	住 所 〒 693 - 0001 出雲市今市町70番地	普通徴収での納付状況（○印）	特別徴収開始希望年月	※市役所記入欄
		該当者本人から聞きとりして記載してください 該当がなければ記載不要です	特別徴収（給料引き去り） が始められる月	
		未納 （1・②・3・4）期まで納付済 全期（1～4期）納付済	令和6年 9 月分から （翌月10日納入期限分）	普通徴収 口座振替 （停止依頼済） 納付書 （返取依頼済） 全期・期 確 申 2 表 給 与 所 得 の み で 納 付 記 載 な し 郵 送 済 電 話 済 月 日
受給者番号（事業所で管理する番号） ※納税義務者用の税額通知を電子で受取とされた事業所は必ず記載してください。		123-4567		
月割額の仮通知希望日 ※事前に月割額を確認されたい場合は記載してください。記載がない場合は、連絡しません。 （毎月月末までに届いた届出書は、翌月中旬頃に正式な税額の通知書を送付します。）		令和6年 9 月 10 日		

※本人が普通徴収の納付書をお持ちの場合、二重納付にならないように気をつけてください。

※納期限が過ぎた普通徴収の納期分については、特別徴収への

納期限（土日祝日にあたる場合は金融機関の翌営業日になり

※本人が口座振替による普通徴収の納付を選択されていた場合

※出雲市に課税資料（給与支払報告書、確定申告書、住民税申

※用紙はコピーして使用してください。出雲市ホームページからもダウンロードできます。

給与特別徴収の開始希望月（給料引き去りが始められる月）を記入してください。
 届出書が届いた翌月の中旬頃に正式な税額の通知書を送付します。
 事前に税額を確認されたい場合は、月割額の仮通知希望日欄に通知希望日を記入してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

※11月1日以降に提出される場合は次年度の特別徴収の異動にも反映します。

出雲市長 宛（市民税課） （693-8530 島根県出雲市今市町70番地）		給与（特別義務者） 支払者	所在地		〒										特別徴収義務者 指定番号				
			フリガナ												担 連		所 属		
			氏名又は名称												当 絡		氏 名		
			個人番号又は法人番号												者 先		電 話		
令和 年 月 日提出																		内線（ ）	
給与所得者	特 徴 番 号											異 動 年月日	異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転職 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由 〔 〕	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 （本人納付）					
	フリガナ																		
	氏 名																		
	生 年 月 日	年 月 日																	
	個 人 番 号																		
	受給者番号																		
	1月1日現在の住所																		
異動後の住所																			
				(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)											
				円		円		円		年 月 日									

1. 特別徴収継続の場合												新しい勤務先へは、 月割額_____円を 〔 〕月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。							
新しい勤務先 （特別徴収義務者）	特別徴収義務者 指定番号	新規 個人番号 又は法人番号										担当 者 連 絡 先	所属				納入書の要否 （新規の場合のみ記載）	〔 〕 右から 番号を入	1. 必要 2. 不要
	所在地	〒											氏名						
	フリガナ												電話	内線（ ）					
	氏名又は名称																		

2. 一括徴収の場合												左記の一括徴収した税額は、 〔 〕月分（翌月10日納入期限分） で納入します。			
理由	〔 〕 右から 番号を記入	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		円
												月 日			

3. 普通徴収の場合												※市町村記入欄			
理由	〔 〕 右から 番号を記入	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため										現年度 (令和6年度)	特 徴 () ・ 処理不要		
		新年度 (令和7年度)	特 徴 () ・ 処理不要												

十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

記載要領

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに提出してください。

2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市民税・県民税・森林環境税を、その年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

また、出雲市では、月末締めで翌月の市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書を作成しておりますので、可能な限り異動のあった日の月末までに異動届出書を提出していただきますようお願いします。

3. 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4. 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、出雲市により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5. 「給与所得者」欄中の「特徴番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された特徴番号を記載してください。

6. 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7. 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8. 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9. 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1)給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記載するとともに、新しい勤務先の給与事務担当者へ引継ぎをしたうえで、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2)退職後令和7年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記載するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和7年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から 一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3)(1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記載するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記載してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10. 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、出雲市により指定された新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに出雲市から指定されたことがない場合は、「新規」を○で囲んでください。

11. 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合のみ記載してください。

12. 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

普通徴収から特別徴収への切替届出書

※11月1日以降に提出される場合は次年度の特別徴収の異動にも反映します

出雲市長 宛（市民税課） （693-8530 島根県出雲市今市町70番地） 年 月 日提出 ※市記載欄	給（特別徴収義務者）与（特別徴収義務者）	住所又は所在地	〒 -										特別徴収義務者指定番号 （新規の場合は新規に○）			新規		
		（フリガナ）氏名又は名称	-----										納入書の要否 （新規の場合のみ記載）		☐ 右から番号を記入		1. 必要 2. 不要	
		代表者の氏名											担当者連絡先	所属				
		法人番号又は個人番号												氏名				
															電話			

（フリガナ） 該当者氏名 （生年月日）	住所	普通徴収での納付状況（○印）	特別徴収開始希望年月	※市役所記入欄	
		該当者本人から聞きとりして記載してください 該当がなければ記載不要です	特別徴収（給料引き去り） が始められる月		
-----	〒 -	未納 （1・2・3・4）期まで納付済 全期（1～4期）納付済	年 月分 （翌月10日納入期限分）	普通徴収	口座振替 （停止依頼済） 納付書 （抜取依頼済）
（S・H 年 月 日生）				収納	全期・期
受給者番号（事業所で管理する番号） ※納税義務者用の税額通知を電子で受取とされた事業所は必ず記載してください。			確申2表		
月割額の仮通知希望日 ※事前に月割額を確認されたい場合は記載してください。記載がない場合は、連絡しません。 （毎月月末までに届いた届出書は、翌月中旬頃に正式な税額の通知書を送付します。）			年 月 日 仮通知		

※本人が普通徴収の納付書をお持ちの場合、二重納付にならないように気をつけてください。

※納期限が過ぎた普通徴収の納期分については、特別徴収への切替えができません。納税義務者本人が納税するようお伝えください。

納期限（土日祝日にあたる場合は金融機関の翌営業日になります。） 1期：6月30日 2期：8月31日 3期：10月31日 4期：1月31日

※本人が口座振替による普通徴収の納付を選択されていた場合は、納期限の10日前までに届出書を提出してください。

※出雲市に課税資料（給与支払報告書、確定申告書、住民税申告書等）がない場合は、特別徴収への切替えはできません。

※用紙はコピーして使用してください。出雲市ホームページからもダウンロードできます。

特別徴収義務者の名称等変更届出書

出雲市長宛 (693-8530 島根県出雲市今市町70番地)	給与支払者 (特別徴収義務者)	住所又は所在地	〒 -										特別徴収義務者 指 定 番 号		
		氏名又は名称											担当者 連絡先	所属	
		代表者の氏名												氏名	
		法人番号又は個人番号													電話
年 月 日提出															

事 項	変 更 前		変 更 後	
フリガナ				
住所又は所在地	〒 -		〒 -	
フリガナ				
氏名又は名称				
電話番号	() -		() -	
フリガナ				
書類送付先	〒 -		〒 -	
通知受取方法	特別徴収義務者用	電子データ ・ 書面	特別徴収義務者用	電子データ ・ 書面
	納税義務者用	電子データ ・ 書面	納税義務者用	電子データ ・ 書面
法人番号又は個人番号				
通知先e-Mail				

変 更 理 由	該当する番号に○をつけてください。 1. 所在地変更 2. 名称変更 3. 合併 4. 書類送付先の変更 5. その他 ()	特別徴収 義務者 指定番号 について	☐ 現在の指定番号を継続して使用する。
			☐ 統合・合併・分割先の指定番号 を使用する。 ※給与所得者異動届書の提出が必要です。
変 更 年 月 日	年 月 日		☐ 新規に指定番号を取得する。 ※給与所得者異動届出書の提出が必要です。

※注意事項 ①特別徴収義務者の所在地と書類を送付するところが異なる場合、書類送付先欄をご記入ください。
 ②個人事業主の方が事業を他の方に引き継いだ場合や法人化した場合、指定番号は新規登録となります。
 ③この変更届を出されても、法人市民税に係る異動届を提出したことにはなりません。別途提出をお願いします。

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

出 雲 市 長 宛

令和 年 月 日

申 請 者	所在地	〒 ー ー ー	特別徴収義務者 指 定 番 号		
	名 称		担当者連絡先	所属	
	代 表 者 の 氏 名			氏名	
	法人番号又は個人番号			電話	

地方税法第 321 条の 5 の 2 及び、市税条例第 32 条の 5 の 2, 5 の 3, 5 の 4, 5 の 5 の規定による特別徴収税額の納期の特例について下記のとおり申請します。

特例の適用を受けようとする特別徴収税額		年度（ ） 月分以降の特別徴収税額						
		給与の支払を受ける者の人数				給与の支払を受ける者の人数		
		常時雇用者	臨時雇用者	合 計		常時雇用者	臨時雇用者	合 計
直近 6 か月間の給与の 支払を受ける者の人数等	月	人	人	人	月	人	人	人
	月	人	人	人	月	人	人	人
	月	人	人	人	月	人	人	人
市税の滞納又は最近に おける納付若しくは納 入の遅延の事実がある 場合においてはその理由								
納期の特例について申 請日前 1 か年以内に承 認を取消されたことが ある場合はその年月日								

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例制度について

【特別徴収税額の納期の特例とは】

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者は、徴収した市民税・県民税・森林環境税を翌月の10日までに納入する義務がありますが、この特例の承認を受けると毎月の納入にかえて下記の区分ごとに年2回の納入とすることができます。

①この特例を受けることができるのは、給与の支払を受ける者が常時10人未満の特別徴収義務者です。

＊「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということであって、多忙時期等において臨時的に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いて判断します。

②①に該当する特別徴収義務者がこの特例の承認を受けようとする場合には、申請書に必要事項を記入して提出してください。

③この特例の承認を受けた場合には、次の期間に係る給与又は退職手当等から徴収した市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額は、それぞれの期間分をまとめて納入することができます。

区 分	納 入 期 限	備 考
6月から11月までの期間に徴収した特別徴収税額	12月10日	11月分の納入書で納めてください
12月から翌年5月までの期間に徴収した特別徴収税額	翌年6月10日	5月分の納入書で納めてください

＊納入期限が土・日曜日又は祝日の場合、金融機関の翌営業日が期限となります。

④この特例の承認を受けた後に、給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」により市長に届け出なければなりません。

◎注意 市税の滞納があると、この特例を承認しない場合があります。

また、承認後に市税の滞納が確認されると、特例の承認を取り消す場合がありますので特にご注意ください。

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

令和 年 月 日

出 雲 市 長 宛

申 請 者 特別徴収義務者	所在地	〒	—	特別徴収義務者 指 定 番 号	
	名 称			担当者連絡先	所属
	代 表 者 の 氏 名				氏名
	法人番号又は個人番号				電話

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたので届け出ます。

給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった事実

事実の発生日 年 月 日

現在常時勤務者数 人

その他参考となる事項 ()

なお、納期の特例期間に係る 月以前の各月において徴収した税額は 月分（ 月 日納期限分）で納入します。

ゆうちょ銀行 店長 様
郵便局長

年 月 日

出雲市長 飯 塚 俊 之



公 金 取 扱 指 定 通 知 書

貴店（局）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、
出雲市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）取扱機関に
指定しましたので通知いたします。

記

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 承 認 番 号 | 貯 業 - 第 1,999 号 |
| 2. 口 座 番 号 | 01470-7-960055 |
| 3. 加 入 者 の 名 称 | 出 雲 市 会 計 管 理 者 |
| 4. 取 り ま と め 店 | 〒730-8794 |
- ゆうちょ銀行広島貯金事務センター

個人番号（マイナンバー）の注意事項

市・県民税の特別徴収義務者（事業者）の皆さまへ

1. 個人番号の利用目的について

市から特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）により通知される納税義務者の個人番号は、特別徴収に係る事務以外に使用できません。たとえ本人の同意があったとしても、それ以外の事務（社会保障等）には使用しないでください。

※番号法第9条第3項

（前略）法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2. 特別徴収義務者の個人番号の収集について

特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）により個人番号を取得した場合でも、特別徴収義務者は納税義務者の個人番号を収集する責務はなくなりませんので、本人から個人番号の収集ができていない従業員については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

3. 個人番号の記載について

書面での特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）に個人番号の記載はありません。